

令和4年度

士別市子どもの権利救済委員会活動報告

士別市子どもの権利救済委員会

## はじめに

今年度も、前年に引き続き夏・冬・春の長期休暇前に「士別市子どもの権利救済委員会だより」を発行し、全小中学校の子どもに配布して頂きました。また、士別中学校の1・2年生の皆さんには、子どもの権利に関する講話を行いました。特に、2年生の皆さんとは、1コマをみっちり使って「子どもの権利」の意味を考えてもらいましたが、子どもたちから活発にいろいろな意見が出てきて、我々としてもとても刺激的でした。

行動制限が緩和されてきたとは言え、まだまだコロナ禍の制約が残る中で、工夫しながら子どもたちと直接コミュニケーションを取れる機会を増やしていければいいなと思っています。

また、昨年度の活動報告にも書きましたが、子どもの権利を実現していくためには、大人が子どもの権利に対する理解を深めることが不可欠です。しかし、まさにこの点が、子どもの権利実現の最大の障壁となっていると言っても過言ではないと思います。当委員会では、過去に市職員に対する研修などを行ったこともありますが、今後は大人向けの取り組みについても検討していきたいと考えています。

さて、令和5年4月1日に子ども基本法が施行されました。子ども基本法では、憲法や子どもの権利条約の精神に則って子ども施策を推進することが明記されており、子どもの権利保障を求める内容になっています。これに伴って、子どもの相談救済機関を設置する自治体も増加しており、当委員会の役割もより一層重要になってくると思われます。

しかしながら、正直なところ、当委員会の現状としては本来の役割を十分に果たせているとは言えません。

当委員会は、平成26年に設置されましたが、これまで調整活動だけではなく相談活動もほとんど実績を有しておらず、広報啓発が主たる活動となっています。子どもに関わる他の機関との連携も、あまり経験がありません。士別市内でも子どもの権利に関する問題が生じているにもかかわらず、当委員会発足以来、その解決に関与できていない、悩んでいる子どもの力になれていないという状況が続いています。

この点については、まず我々のこれまでの活動方針を反省し、見直すことが必要ですが、人的、予算的な制約が影響していることも否定できません。

全国的に見ても、士別市のような小規模自治体での相談救済機関の設置例は少なく、なかなか他の自治体のような活動を続けることは難しいと思われませんが、それでも当委員会の意義をPRしつつ、責任と役割を果たしていけるよう、取り組んでいきたいと考えています。

令和5(2023)年3月

士別市子どもの権利救済委員会委員長 野 中 英 樹

## I 士別市子どもの権利救済委員会の概要

### 1 概要

平成25年4月1日に士別市子どもの権利に関する条例が制定されました。この条例は、児童の権利に関する条約、士別市まちづくり基本条例の理念に基づいて、子どもの権利を保障し、子どもがいきいきと育つことができるよう地域全体で支え合う仕組みを定め、子どもとともに、子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的としています。

そして、権利保障を確実なものとするために、平成26年に「士別市子どもの権利救済に関する規則」(以下「規則」という。)を定め、いじめや虐待などの子どもへの権利侵害に関する相談や支援、さらには救済の申立てがあった場合に調査を行い、必要に応じて是正のための調整や、市長に対しては必要な措置を講ずることを求める機関として「士別市子どもの権利救済委員会」を設置しました。

### 2 令和4年度における委員会の構成

○子どもの権利救済委員

子どもの権利救済委員 委員長	野中英樹	弁護士
委員(委員長代理)	藍口廣子	元家庭相談員
委員	山居幸子	元教育委員

○庶務担当(こども・子育て応援課)

○相談担当(家庭児童相談員)

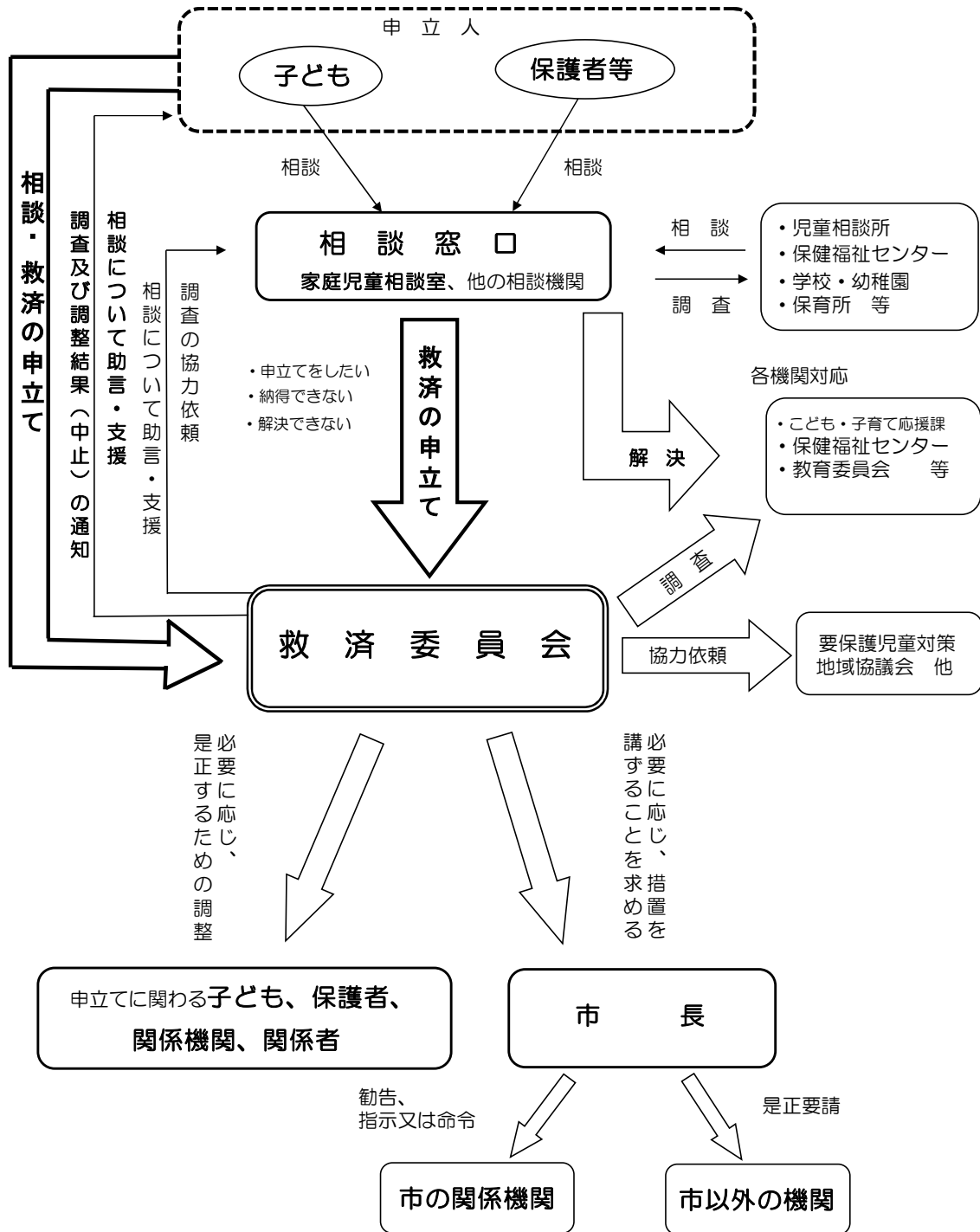
### 3 委員会の業務

規則第2条の規定による

- ・子どもの権利の侵害に関する相談について、助言又は支援を行うこと。
- ・子どもの権利の侵害に関する救済の申立てについて、調査を行うこと。
- ・子どもの権利の侵害について、是正のための調整を行うこと。
- ・子どもの権利の侵害について、市長に対し必要な措置を講ずることを求めること。

#### 4 子どもの権利侵害に対する救済体制

### 子どもの権利侵害に対する救済体制



## II 令和4年度子どもの権利救済委員会の活動状況

### 1 令和4年度権利救済申立件数

0件

### 2 家庭児童相談室に寄せられた相談

こども・子育て応援課（家庭児童相談室）に寄せられた相談件数

93件

相談者別 子ども0件、家族・親戚19件、学校12件、市54件、その他8件

### 3 令和4年度子どもの権利救済委員会開催内容

コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月毎の定例開催は見送り、5回の開催となりました。

No.	日時	活動内容
第1回	令和4年6月24日（金）	①子どもの権利侵害について ②令和3年度活動報告及び令和4年度活動計画について ③救済委員会広報紙について ④家庭児童相談室における相談状況について
第2回	令和4年10月18日（火）	①令和3年度活動報告について ②救済委員会広報紙について ③人権教室について ③家庭児童相談室における相談状況について
第3回	令和5年2月1日（水）	①人権教室について ②救済委員会広報紙について ③家庭児童相談室における相談状況について
第4回	令和5年2月22日（水）	①人権教室について ②救済委員会広報紙について ③令和5年度の活動計画について
第5回	令和5年3月17日（金）	①子どもの権利講義について

#### 4 広報活動について

コロナ禍で中止となっていた行事が一部再開され、人権擁護委員協議会主催「人権教室」への参加と土別中学校から依頼を受け、1・2年生を対象とした子どもの権利に関する講話を実施しました。

今後、さまざまな行事が再開されると思いますが、子どもたちをはじめ市民の皆さんと直接顔を合わせる機会を通じて、広報活動を行うことができると考えています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、活動が制限される中で開始した救済委員会だよりの発行は3年目を迎えました。

今後においても発行を継続するとともに、子どもの権利と救済委員会の役割について理解を深めてもらい、子どもたちにとって救済委員会が身近な存在となるよう、親しみやすい紙面づくりを目指します。

##### ①イベント参加による広報・啓発活動

- ・わんぱくフェスティバル 開催中止
- ・ふれあい広場 開催中止

##### ②人権擁護委員協議会主催「人権教室」への参加

- ・土別小学校 10月27日
- ・糸魚小学校 11月 8日
- ・多寄小学校 2月10日

(子どもの権利条例及び救済委員会の概要について説明)

##### ③各学校での広報・啓発活動

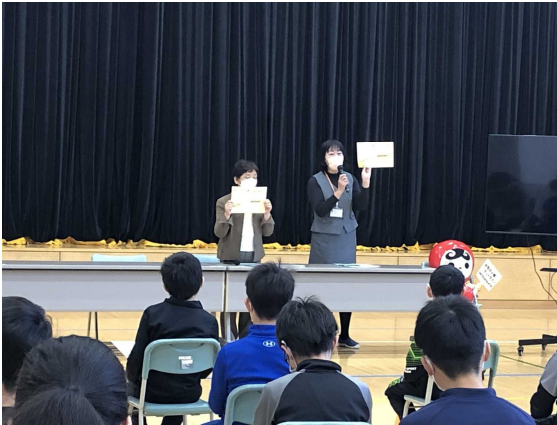
- ・土別中学校（1～2年生対象）への訪問 3月23日
- ・救済委員会だよりの発行（3回）

##### ④ホームページの掲載

士別小学校人権教室の様子



糸魚小学校人権教室の様子



多寄小学校人権教室の様子



士別中学校権利に関する講話の様子



# けんりきゅうざいいんかい 子どもの権利救済委員会だより

《2022年7月発行 小学校低学年向け 第5号》

こんにちは。もうすぐ夏休みですね。

みなさんには、『豊かに育つ権利』があります。

学んだり、遊んだり、休んだり、自然や文化・

スポーツ活動に親しむことができます。

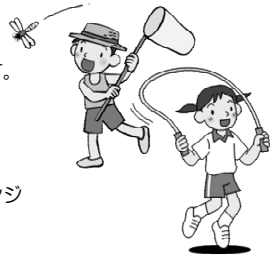
夏休みのあいだは、いろんなことにチャレンジ

してみましょう。

ワクワク、ドキドキ、たのしいことを、いっぱい見つけましょう。

あつさに気をつけて、生活のリズムをくずさない

ように、自分らしく、のびのびとすごしてください。



## 子どもの権利

- ★ 安心して生きる権利
- ★ 豊かに育つ権利
- ★ 自分を守り、守られる権利
- ★ 意見表明や参加する権利

子どもの権利は、みんなが持っているよ。自分の権利も、ほかの人の権利も、たいせつにしよう。

# けんりきゅうざいいんかい 子どもの権利救済委員会だより

《2022年7月発行 小学校高学年・中学生向け 第5号》

こんにちは。もうすぐ夏休みですね。

みなさんには、『豊かに育つ権利』があります。学ん

だり、遊んだり、休んだり、自然や文化・スポーツ活動に親しむことができます。

夏休みを利用して、やりたいことや普段できないことに

チャレンジしてみましょう。毎日続けられることを1つ

決めるのもいいですね。ワクワク、ドキドキ、新しい発見

や気づきを体験しましょう。

暑さに気をつけて、生活のリズムを崩さないように、自分

らしく、のびのびと過ごしてください。



## 子どもの権利

- ★ 安心して生きる権利
- ★ 豊かに育つ権利
- ★ 自分を守り、守られる権利
- ★ 意見表明や参加する権利

子どもの権利は、みんなが持っているよ。自分の権利も、他の人の権利も大切にしよう。

そう だん  
相談 したいときは…

じぶん とも  
自分や友だち、  
家族のこと…

こ けんり  
子どもの権利の  
相談です。

でんわ **0165 - 23 - 3984**

メール [kateisoudan@city.shibetsu.lg.jp](mailto:kateisoudan@city.shibetsu.lg.jp)

相談できる日 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※休日・年末年始はお休みです。

なまえ い  
名前は言わなくても  
だいじょうぶ。  
ひみつは 守ります。

相談員が  
あなたの話をきいて、  
どうしたらよいか  
いっしょに考えます。

相談で かいけつ しないときは、  
救済の 申し立て

## 子どもの権利救済委員会

子どもの権利救済委員が、こままっていることの原因を調べたり、  
関係している人に協力してもらうようにおねがいしたりします。

話すと ホットするよ。ひとりで なやまないで。  
あなたの相談を まっています。

夏休みの あいだも  
相談 できるよ。

《発行》 子どもの権利救済委員会

《お問い合わせ》 士別市役所 健康福祉部 こども・子育て応援課

士別市東6条4丁目1番地

Tel. 0165-26-7759

<http://www.city.shibetsu.lg.jp>



そう だん  
相談 したいときは…

じぶん とも  
自分や友だち、  
家族のこと…

こ けんり  
子どもの権利の  
相談です。

電話 **0165 - 23 - 3984**

メール [kateisoudan@city.shibetsu.lg.jp](mailto:kateisoudan@city.shibetsu.lg.jp)

相談できる日 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※休日・年末年始はお休みです。

なまえ い  
名前は言わなくても  
だいじょうぶ。  
大丈夫。  
ひみつは 守ります。

相談員が  
あなたの話を聞いて、  
どうしたらよいか  
いっしょに考えます。

相談で解決しないときは、  
救済の 申し立て

## 子どもの権利救済委員会

子どもの権利救済委員が、困っていることの原因を調べたり、  
関係している人に協力してもらうようお願いしたりします。

話すとホットするよ。ひとりでなやまないで。  
あなたの相談を待っています。

夏休みの 間も  
相談 できるよ。

《発行》 子どもの権利救済委員会

《お問い合わせ》 士別市役所 健康福祉部 こども・子育て応援課

士別市東6条4丁目1番地

Tel. 0165-26-7759

<http://www.city.shibetsu.lg.jp>





けんりきゅうざいいんかい  
**子どもの権利救済委員会だより**  
 《2022年12月発行 小学校低学年向け 第6号》

こんにちは。

みなさんは、『自分を守り、守られる権利』があることを知っていますか。

子どもは、みんな元気で 幸せに 生活できるように 守られています。

大人に 放っておかれたり、ひどいあつかいを 受けません。

ひとりひとりの ひみつも 守られています。こまったことや

心配なことがある人は いつでも 相談してくださいね。

ないしよでお話を 聞くこともできますよ。



もうすぐ冬休み。いろんなことに チャレンジして  
 思い出を たくさん作りましょう。



人権教室で、『子どもの権利救済委員会』が  
 みなさんの相談にのれることを お話しました。



10月27日  
 士別小学校  
 6年生の様子

11月8日  
 糸魚小学校  
 全校児童の様子



《子どもの権利》

- ①安心して生きる権利
- ②豊かに育つ権利
- ③自分を守り、守られる権利
- ④意見表明や参加する権利

人権教室で、『子どもの権利救済委員会』が  
 みなさんの相談にのれることを お話しました。



10月27日  
 士別小学校  
 6年生の様子

11月8日  
 糸魚小学校  
 全校児童の様子



《子どもの権利》

- ①安心して生きる権利
- ②豊かに育つ権利
- ③自分を守り、守られる権利
- ④意見表明や参加する権利

そう だん  
 相 談 したいときは...

じぶんや とも  
 自分や友だち、  
 家族のこと...

こ けんり  
 子どもの権利の  
 相談です。

でんわ **0165 - 23 - 3984**

メール kateisoudan@city.shibetsu.lg.jp

相談できる日 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※休日・年末年始は お休みです。

なまえ い 言わなくても  
 だいじょうぶ。  
 ひみつは 守ります。

そう だん  
 相談員が

あなたの話を きて、  
 どうしたらよいか  
 いっしょに 考えます。

相談で かいけつ しないときは、  
 救済の 申し立て

けんりきゅうざいいんかい  
**子どもの権利救済委員会**

子どもの権利救済委員が、こまっていることの原因を 調べたり、  
 関係している人に 協力して もらうように おねがい したりします。

話すと ホットするよ。ひとりで なやまないで。  
 あなたの相談を まっています。

冬休みのあいだも  
 相談できるよ。

《 発 行 》 子どもの権利救済委員会

《お問い合わせ》 士別市役所 健康福祉部 こども・子育て応援課

士別市東6条4丁目1番地

TEL 0165-26-7759

http://www.city.shibetsu.lg.jp

そう だん  
 相 談 したいときは...

じぶんや とも  
 自分や友だち、  
 家族のこと...

こ けんり  
 子どもの権利の  
 相談です。

でんわ **0165 - 23 - 3984**

メール kateisoudan@city.shibetsu.lg.jp

相談できる日 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※休日・年末年始は お休みです。

なまえ い 言わなくても  
 だいじょうぶ。  
 ひみつは 守ります。

そう だん  
 相談員が

あなたの話を きて、  
 どうしたらよいか  
 いっしょに 考えます。

相談で かいけつ しないときは、  
 救済の 申し立て

けんりきゅうざいいんかい  
**子どもの権利救済委員会**

子どもの権利救済委員が、こまっていることの原因を 調べたり、  
 関係している人に 協力して もらうように おねがい したりします。

話すと ホットするよ。ひとりで なやまないで。  
 あなたの相談を まっています。

冬休みのあいだも  
 相談できるよ。

《 発 行 》 子どもの権利救済委員会

《お問い合わせ》 士別市役所 健康福祉部 こども・子育て応援課

士別市東6条4丁目1番地

TEL 0165-26-7759

http://www.city.shibetsu.lg.jp

# 子どもの権利救済委員会だより

《2023年3月発行 小学校低学年向け 第7号》

こんにちは。もうすぐ春休みですね！

4月からは、いよいよ新学年ですね。

みなさんには『意見表明権』があります。

自分の考えていることや思っていることを、

遠くよせず大人につたえて下さい。

大人は、その意見をよく聞かなければいけないことになっています。

もし、意見が聞いてもらえなかったり、

意見が言えなくてこまっているときは、

いつでも私たちに相談してくださいね。

## 多寄小学校の 人権教室に 行ってきました

士別市のきまり『子どもの権利に関する条例』のお話しと、『子どもの権利救済委員会』がみなさんの相談にのれることをお話ししました。



1～2年生の様子



3～6年生の様子

### 《子どもの権利》

- ①安心して生きる権利
- ②豊かに育つ権利
- ③自分を守り、守られる権利
- ④意見表明や参加する権利

# 子どもの権利救済委員会だより

《2023年3月発行 小学校高学年・中学生向け 第7号》

こんにちは。もうすぐ春休みですね！

4月からの新しい生活にドキドキしている人もいることでしょう。

子どもには『意見表明権』という権利があります。

みなさんは、まだ自分のことを全て自分で決めることはできませんが、「自分はこう考えてるんだ！」「自分はこうしたいんだ」という意見を伝えることができます。大人は、みなさんの意見をよく聞く義務があります。

もし、意見を聞いてもらえないとか、意見が言えなくて

困っているときは、いつでも私たちに相談してください。

名前を言わなくても相談できますよ。

## 多寄小学校の 人権教室に 行ってきました

士別市のきまり『子どもの権利に関する条例』のお話しと、『子どもの権利救済委員会』がみなさんの相談にのれることをお話ししました。



1～2年生の様子



3～6年生の様子

### 《子どもの権利》

- ①安心して生きる権利
- ②豊かに育つ権利
- ③自分を守り、守られる権利
- ④意見表明や参加する権利

そう だん  
相談 したいときは…

しべつし かていじどうそうだんしつ  
士別市 家庭児童相談室

じぶん とも  
自分や友だち、  
家族のこと…

こ けんり  
子どもの権利の  
相談です。

でんわ **0165 - 23 - 3984**

メール kateisoudan@city.shibetsu.lg.jp

相談できる日 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※休日・年末年始は お休みです。

なまえ い  
名前は 言わなくても  
だいじょうぶ。  
ひみつは 守ります。

そうだんいん  
相談員が

あなたの話を 聞いて、  
どうしたらよいか  
かんが  
いっしょに 考えます。

相談で かいけつ しないときは、  
救済の 申し立て

## 子どもの権利救済委員会

子どもの権利救済委員が、こまっていることの原因を 調べたり、  
関係している人に 協力して もらうように おねがい したりします。

話すと ホットするよ。ひとりで なやまないで。  
あなたの相談を まっています。

春休みのあいだも  
相談できるよ。

《 発行 》 子どもの権利救済委員会

《お問い合わせ》 士別市役所 健康福祉部 こども・子育て応援課

士別市東6条4丁目1番地

TEL 0165-26-7759

http://www.city.shibetsu.lg.jp

そう だん  
相談 したいときは…

しべつし かていじどうそうだんしつ  
士別市 家庭児童相談室

じぶん とも  
自分や友だち、  
家族のこと…

こ けんり  
子どもの権利の  
相談です。

でんわ **0165 - 23 - 3984**

メール kateisoudan@city.shibetsu.lg.jp

相談できる日 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※休日・年末年始は お休みです。

なまえ い  
名前は 言わなくても  
だいじょうぶ。  
ひみつは 守ります。

そうだんいん  
相談員が

あなたの話を 聞いて、  
どうしたらよいか  
かんが  
いっしょに 考えます。

相談で かいけつ しないときは、  
救済の 申し立て

## 子どもの権利救済委員会

子どもの権利救済委員が、こまっていることの原因を 調べたり、  
関係している人に 協力して もらうように おねがい したりします。

話すと ホットするよ。ひとりで なやまないで。  
あなたの相談を まっています。

春休みのあいだも  
相談できるよ。

《 発行 》 子どもの権利救済委員会

《お問い合わせ》 士別市役所 健康福祉部 こども・子育て応援課

士別市東6条4丁目1番地

TEL 0165-26-7759

http://www.city.shibetsu.lg.jp